

はり・きゅう施術費補助券のお知らせ

健康福祉課福祉係 TEL 9 3 4-2 2 4 3

平成23年度のはり・きゅう施術費補助券の申請受付を4月1日より健康福祉課福祉係（役場内）窓口で行います。はり・きゅう施術費補助事業は、町指定の治療院ではり・きゅうの施術を受けた時に1,000円を助成する制度です。

- 対象者 満60歳以上の方
※入院中・施設入所中の方は対象になりません。
- 年間利用回数 40回
- 助成金額 施術1回につき1,000円
※1,000円を超えた金額は個人負担となります。
- 申請に必要なもの
①年齢を証明する書類（健康保険証・介護保険証等）
②印鑑（代理申請の場合は、代理者の印）

児童扶養手当額改正のお知らせ

健康福祉課子ども手当係 TEL 9 3 4-2 2 4 3

平成23年4月分以降、児童扶養手当の支給額が平成22年全国消費者物価指数の実績値（対前年比で0.7%の下落）の公表によって、平成22年度の手当額より0.4%引き下げとなります。詳細は下記のとおりとなります。

なお、現在交付中の手当証書には、改正前の金額が記載されています。

- 全部支給（月額）
平成22年度【41,720円】→平成23年度【41,550円】
 - 一部支給（月額）
平成22年度【9,850円～41,710円】→平成23年度【9,810円～41,540円】
- ※ご不明な点は、健康福祉課子ども手当係までお尋ねください。

福祉タクシー利用券のお知らせ

健康福祉課福祉係 TEL 9 3 4-2 2 4 3

平成23年度の福祉タクシー利用券の申請受付を4月1日より健康福祉課福祉係（役場内）窓口で行います。福祉タクシー事業は、タクシーの初乗り料金を助成する制度です。

- 対象者
次のいずれかに該当する在宅生活者の方（入院中・施設入所中の方は対象になりません）
①介護保険認定者要介護以上（要支援1、2は対象になりません）
②身体障害者手帳1級、2級
③療育手帳A判定
④精神障害者保健福祉手帳1級、2級
⑤特定疾患医療受給者
- 助成内容（月当たり利用回数）
対象者① 2枚（年間24枚）
対象者②～⑤ 4枚（年間48枚）
- 助成金額
初乗り料金（550円を限度とする）
- 申請に必要なもの
・対象者であることを証明する書類（介護保険証・障害者手帳・特定疾患医療受給者証等）
・印鑑（代理申請の場合は、代理者の印）
・写真（スナップ可）

注意！有害鳥獣（イノシシ等）の捕獲を行います

地域振興課産業振興係 TEL 9 3 4-2 2 2 3

近年、イノシシ等が山間部を中心に農作物や畑を荒らし、大きな被害が発生しています。被害を防止するために、次のとおり有害鳥獣の捕獲を行いますので、山林に入る際は十分に注意してください。

- 期間 4月5日（火）～5月31日（火）
- 区域 町内山間部
- 方法 猟銃・箱罠による捕獲

平成23年度固定資産税課税台帳の閲覧について

税務課固定資産税係 TEL 9 3 4-2 2 4 2

地方税法第382条の2の規定により、固定資産税課税台帳を閲覧に供します。閲覧できる方は、本人（代理の場合、委任状が必要）、納税管理人、相続人、借地人、借家人等です。

- 閲覧場所 宇美町役場税務課
- 閲覧開始日 4月1日（金）
- 閲覧時間 8時半～17時15分
※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- 閲覧手数料
4月1日（金）～5月31日（火）…無料
6月1日（水）以後…1納税者（共有含）につき300円
- 備考
閲覧される方は、印鑑または納税通知書、課税明細書等関係書類をご持参ください。また、相続人の場合は、被相続人との関係がわかる書類（戸籍等）、借地・借家人の場合は契約書等を提示してください。

平成23年度土地及び家屋の価格等の縦覧帳簿の縦覧について

税務課固定資産税係 TEL 9 3 4-2 2 4 2

地方税法第416条の規定により、土地及び家屋の価格等の縦覧帳簿を縦覧に供します。縦覧できる方は、土地及び家屋の納税者です。

- 閲覧場所 宇美町役場税務課
- 縦覧期間 4月1日（金）～5月31日（火）
※土曜日、日曜日、祝日は除く。
- 閲覧時間 8時半～17時15分
- 備考
縦覧される方は、印鑑または固定資産税納税通知書・課税明細書等をご持参ください。

国民年金学生納付特例制度のご案内

住民課国保年金係 TEL 9 3 4-2 2 4 1

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられます。しかし、学生については申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

- 対象者
大学、短期大学、大学院、高等学校などのほか、各種学校（1年以上の就学課程に限る）に在学する学生
※ただし、学生本人の前年の所得が118万円以下の場合に限られます。また、在学中は毎年4月に申請が必要ですので、ご注意ください。
- 申請の方法
お申し込みは、住民課国保年金係で受付します。申請の際は、年金手帳、学生証、印鑑を持参してください。

年金定期便相談を行います

住民課国保年金係 TEL 9 3 4-2 2 4 1

年金定期便が届いた方を対象に相談窓口を開設します。相談は年金事務所に委託を受けた社会保険労務士が対応しますので、お気軽にお越しください。

- 持参するもの
年金定期便、年金手帳、厚生年金の記録に疑義がある場合は当時の給与明細等、代理の方がご相談される時は、「委任状」と代理の方の身分証明書
- 日時 4月13日（火）9時～12時、13時～17時
- 場所 宇美町役場2階第3会議室

「ハピネス号」の車輛およびデザインが変わります


健康福祉課健康係 TEL 9 3 4-2 2 4 1

3月25日（金）より、宇美町福祉巡回バス「ハピネス号」の車輛が、西鉄の路線バスと同じデザインに変わります。ご利用の際はご注意ください。

有料広告募集中！！

「宇美町ホームページ」では、ホームページトップ画面上に広告を掲載する広告主を募集しています。詳しくは、宇美町ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】総務課 TEL 9 3 2-1 1 1 1
e-mail kouho@mail.town.umi.fukuoka.jp
URL <http://www.town.umi.lg.jp/>



ピアノきょうしつ
tutti
トウツティ

基礎をしっかりと身につけます。大人の方や障がいをお持ちの方も着実に身につくレッスンで楽しんでます。無料体験レッスンもできますので、お気軽にお問い合わせください。
宇美町四王寺坂1丁目24-28 TEL 9 3 3-4 2 6 0
高橋 香 ピティナ（社団法人全日本ピアノ指導者協会）会員



着付け教室
4月中旬開講
お申込締切日 4/11月

第45期生 着付け教室 受講生募集

「着物姿のあなたが主役」
…着物を着て出かけましょう。
普段着から訪問着まで手結びの着付けを分かりやすく指導いたします。

週一回15講座
1クラス（5～8名）
受講料無料

一般には開放しない…
楽しい博多職工場見学、着物勉強会も実施！

◆全て手結びで行います。特別な道具は必要ありません。
◆（着物や小物はご自分のものをお持ち下さい）
◆博多職工場見学、着物勉強会、着物実習は自己負担となります。
◆ご希望の方は着や着物を購入することも可能です。

会場ご案内 ◆午前の部:10時～12時 ◆午後の部:13時～15時 ◆夜間の部:19時～21時

会場	午前	午後	夜間	住所
サンレイクかすや	火			糟屋郡粕屋町
博多区山王会場	水			福岡市博多区山王
レスポアルム山	木			糟屋郡久山町
アザレアホール須恵	木			糟屋郡須恵町
雑餉隈会場	木			福岡市博多区南本町

※会場に希望の方は電話・ハガキ又はFAX・Eメールのいずれかでお申し込みください。
◆受付時間 ◆午前9時～午後5時（記以外の会場もあります。詳しくはお問合せ下さい。）
TEL 0120-265-756 FAX. 092-926-7389 (24時間受付)

〒838-0228 朝倉郡筑前町二75-3 日本きもの推進協会「うみ」係
ハガキ・FAXの場合は下記の7項目をご記入のうえ、お送りください。
①ご希望の会場・曜日・時間（第2希望まで）②郵便番号③住所④氏名（ふりがな）⑤電話番号⑥年齢⑦職業
⑧個人情報の取り扱い 取得した個人情報は、当協会が開講する教室のご案内にのみ使用します。
会場の検索・お申し込みは、携帯サイトからでもできます。 <http://www.nihonkimono.com>

日本きもの推進協会 工務 稲葉 実